

1 宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例の制定について

【提 案】 学校教育部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本条例改正により、視聴覚センターと青少年センターの取扱いはどのようになるのか。  
⇒ 青少年センターについては必ず教育総合センターに設置しなければならないものではなく、また、視聴覚センターについては当初設置していた機器の機能全てがパソコンに移行したため条例から削除したが、両センターの機能自体は維持する予定である。
- ・ 教育委員会事務局事務分掌規則には青少年センターに関することが記載されているが、それとの整合はどうなるのか。  
⇒ 本条例からは削除するものの、教育総合センターに青少年センターの機能自体は残す予定である。本条例と事務分掌規則は互いに侵害し合うものではないことから、条例に規定していなくても問題ないと認識している。
- ・ 幼児教育センターのように組織として見るのか事務分掌として見るのか、そのあたりの整理はできているのか。  
⇒ 幼児教育センターのような一つの組織ではなく、総合教育センターの一つの機能として整理している。

2 宝塚市土地開発公社経営健全化計画（第五次）の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 公社の業務のうち、「航空機騒音の障害を防止し、または軽減するために特に必要な土地」については現在も該当があるのか。  
⇒ 航空機騒音により影響のある地域はごく一部山本野里に残っているが、今後それらの土地を土地開発公社が取得することはないと考えられる。業務内容については、今後土地開発公社の理事会で議論されることとなる。
- ・ 「民間貸付等暫定的な有効活用が図られていない土地」とはどの土地か。  
⇒ 計画期間中に処分を予定する土地としてあげている「都市計画道路事業代替用地 千種1丁目」である。
- ・ 土地開発公社経営健全化推進検討会委員に用地関係の職員が入っていない。土地の調査、評価には専門的な知識や経験が必要であるため、都市安全部建設室長や道路政策課長を入れてはどうか。

- ⇒ ご指摘のように、土地の調査、評価には専門的な知識や経験が必要であるため、委員の構成について検討したい。
- ・ 本計画の始期は令和3年度からで良いか。  
⇒ そのとおりである。
  - ・ 本計画の策定が遅れた理由は何か。  
⇒ 本計画を策定するかどうかを土地開発公社経営健全化推進検討会で議論してきたが、まとめるのに時間を要したため策定がこの時期となってしまった。
  - ・ 土地開発公社への支援措置について、4月以降の取扱いはどうしているのか。  
⇒ 4月以降空白期間ができることは望ましくないため、別途決裁行為により切れ目なく実施できるようにした。
  - ・ 公社の借入金の年間の利子はいくらぐらいか。  
⇒ 市が貸し付けている15億円は無利子だが、銀行から借り入れている分は昨年度決算で年間約240万円である。近年は200万円～400万円程度で推移している。
  - ・ 計画期間中に市が再取得する土地は財政見通しに反映されているのか。  
⇒ 市が再取得する土地は都市計画道路競馬場高丸線用地であるため、財政見通しに反映されている。
  - ・ 長期保有土地について簿価と時価の差はいくらぐらいか。  
⇒ 土地全体で約15億円と見込んでいる。
  - ・ 民間売却する場合、簿価と時価の差額は準備金等で賄わなければならないため、そのあたりもしっかりと見込んでおかなければならない。  
⇒ 現在、準備金には年間約1,500万円の賃料収入が積み上がっている。近年では新庁舎や文化芸術センターの整備事業で広大な土地を取得したことによる2.5%の手数料収入があった。今後、山本台の土地を売却するとなると年間の賃料収入が約1,000万円に減少するため、それほど積み上がる状況にはない。特に武庫山1丁目の土地については簿価と時価の差が約7億円あるため、今後この土地の処分が一番の問題であると思っている。
  - ・ 土地開発公社の今後のあり方についてはどのように考えているのか。  
⇒ 近隣の伊丹市などのように土地開発公社を解散することも一つの方法であるが、本市においては厳しい財政状況や道路整備事業の進捗の関係からも、今後もしばらくは土地開発公社を存続させなければならないと考えている。
  - ・ 本計画について都市経営会議で決定したのであれば、少なくとも進捗状況等は随時報告するべきである。計画を策定するだけでなく、実際の進捗や管理について今後報告をお願いする。
  - ・ 過去の債務負担行為の整理を行うほか、処分ができないようなへた地を取得することのないよう土地の取得基準等についても厳しいチェックをお願いする。
  - ・ 栄町3丁目の今の貸付では少し勿体ないように感じる。売却や定借等でもっと有利な方法を検討できないのか。

⇒ 土地開発公社として長期貸付は基本的にできない。例えば、土地開発公社が自らの資産として保有し、特定土地として運用することは可能であるため、土地の保有の仕方から検討する必要がある。

- 土地の保有方法や有効活用を含め土地開発公社の経営健全化は市で検討しなければならないため、もっと積極的に考えていくべきである。
- 本計画は実行性のある現実的な計画であることは理解しているが、消極的な計画であると思われぬか危惧する。例えば、令和8年度以降処分予定としている土地についても可能な範囲で積極的に処分を検討するなどの表現を加えてはどうか。

⇒ 湯本町、栄町3丁目など前倒しで処分を検討することが可能な土地もあるため、表現について再考する。

### 3 市道路線の認定及び認定変更について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし